KABU&ガス
個別約款（一般料金契約）

２０２６年１０月１日実施

大 阪 瓦 斯 株 式 会 社

目　　次

１．用語の定義 1
２．適用条件 1
３．料金 1
４．その他 1
付則 2
（別　表） 3

１．用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

(1) 「一般料金契約」とは、KABU&ガス基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと大阪ガス株式会社（本約款において、「当社」といいます。）との間で締結するガス需給契約をいいます。

２．適用条件

本個別約款は、お客さまが一般料金契約を希望された場合に、適用いたします。

３．料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款20の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款20(2)②を以下のとおり読み替えるものといたします。

② 平均原料価格（トン当たり）

別表第３に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 177,860 円以上となった場合は、177,860 円といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝トン当たりＬＮＧ平均価格×0.9476

＋トン当たりＬＰＧ平均価格×0.0569

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりＬＰＧ平均価格は、当社のホームページに掲載する方法又はその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。

４．その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

付則

１．本個別約款の実施期日

本個別約款は、2026年10月1日から実施いたします。

２．「20 単位料金の調整」(2)②177,860円(以下「上限価格」という）について

各月の平均原料価格が継続して上限価格以上となることが見込まれる場合等には、民法第548条の４および基本約款２の規定により、上限価格を見直すことがあります。

３．本個別約款に定める一般料金契約の新規申し込みの受け付けは、2026年9月30日をもって終了いたします。

（別　表）

料金表

1.　適用区分

料金表Ａ　使用量が０立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｄ　使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｅ　使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｆ　使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｇ　使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｈ　使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

2.　料金表

①　料金表Ａ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	７５９．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１７４．８１円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

②　料金表Ｂ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，３６４．８１円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１４４．５２円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

③　料金表Ｃ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	１，６３５．７４円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１３９．１０円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

④　料金表Ｄ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	２，０７４．７２円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１３４．７１円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤　料金表Ｅ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	３，５０６．７５円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１２７．５５円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥　料金表Ｆ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	３，８３４．７２円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１２６．６２円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦　料金表Ｇ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	６，９８１．９４円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１２０．３２円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧　料金表Ｈ

イ）基本料金

１か月及びガスメーター１個につき	７，３０７．８７円 （消費税等相当額を含みます。）

ロ）基準単位料金

１立方メートルにつき	１２０．００円 （消費税等相当額を含みます。）

ハ）調整単位料金

ロ）の基準単位料金をもとに基本約款20の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。